

()全体についての消防計画

____年__月__日作成

第1 目的及び適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条の2及び同法第36条の規定に基づき、()の全体についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、()に勤務し、出入りする全ての者とする。

3 各管理権原者の範囲

防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別紙1のとおりとする。

[全体についての防火・防災管理業務の一部委託 あり ・ なし]

第2 全体についての防火管理業務の一部委託

1 委託者からの指揮命令

委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、各管理権原者、統括防火管理者、防火対象物自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

2 委託者への報告

受託者は、受託した全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

3 全体についての防火管理業務の委託状況 [常駐 ・ 巡回 ・ 遠隔移報]

別添「防火管理業務委託状況票」(その1)～(その3)のとおり。

第3 各管理権原者の責務

1 各管理権原者の責務

(1) 各管理権原者は、それぞれの消防計画(以下「事業所の消防計画」という。)に基づき、当該防火・管理者に防火・防災管理上必要な業務を適正に行わせなければならない。

(2) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うことができるように相互に協力する。

2 統括防火・防災管理者の選任及び届出

(1) 全ての管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせる。事業所の入退去等により各管理権原者が変更になったときも同様とする。

(2) 前項の協議は、() によって行う。

(3) 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、遅滞なく所轄消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

3 全体についての消防計画の作成及び届出

(1) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者に、全体についての消防計画の作成及び所轄消防署長への届出をさせる。

(2) 各事業所の消防計画は、全体についての消防計画に適合させる。

4 防火・防災管理協議会の設置

管理権原者の協議の方法として、 _____ 防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 協議会は、会長（代表者）、副会長及び会員（以下「協議会構成員」という。）により構成し、別紙2に示すとおりとする。

(2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(3) 会長は、協議会の開催に際し必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(5) 協議会の事務局は、 _____ に置く。

5 自衛消防協議会及び自衛消防組織の設置

火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者の避難誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置し、次のとおり審議事項、自衛消防組織の統括管理者の選任等に関する事項を定める。なお、自衛消防協議会の構成は、防火・防災管理協議会と兼ねるものとする。

(1) 自衛消防協議会の審議する事項

ア 自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関すること。

イ 自衛消防組織に係る装備等に関すること。

- ウ 自衛消防訓練に関すること。
- エ その他必要な事項
- (2) 統括管理者の選任
 - ア 自衛消防組織に統括管理者を置く。
 - イ 統括管理者は防火対象物自衛消防隊長とする。
 - ウ 統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者を当てる。
- (3) 統括管理者の責務
 - ア 自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する。
 - イ 統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。
- (4) 自衛消防組織の業務の範囲
 - ア 自衛消防組織は、本防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。
 - イ 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。
- (5) 届出
 - 自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して消防署長に届け出る。

第4 各防火・防災管理者の責務

各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告し又は統括防火・防災管理者の承認を受けるものとする。

- 1 事業所の防火・防災管理関係
 - (1) 防火・防災管理者の選任又は解任
 - (2) 事業所の消防計画の作成又は変更
 - (3) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告又は届出
 - (4) 事業所の消防計画に定める訓練の実施
 - (5) 事業所の収容人員や用途の変更
 - (6) 防火・防災管理業務の一部委託又は防火・防災管理者の業務の委託
- 2 点検・検査の結果関係
 - (1) 防火対象物の法定点検の実施及び結果
 - (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果

- (3) 建築物等の定期検査の実施及び結果
- (4) 消防機関が行う検査等の実施及び結果
- (5) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥の確認及びそれらの改修

3 火気・危険物関係

- (1) 臨時の火気の使用
- (2) 大量の可燃物の搬入
- (3) 危険物又は引火性物品の貯蔵又は取扱い
- (4) 火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等

4 使用状況の変更関係

- (1) 内装改修又は改築等の工事
- (2) 用途（一時的なものを含む。）の変更
- (3) 客席又は避難通路の変更
- (5) 催物の開催

5 その他

- (1) 統括防火・防災管理者から指示された事項の履行
- (2) その他火災予防上必要な事項

第5 統括防火・防災管理者の責務

統括防火・防災管理者は次に掲げる業務を行う。

1 監督・指示業務

全体についての防火・防災管理業務を行う上での、各防火・防災管理者へ必要な指示

2 訓練業務

防火対象物等全体で行う消火、通報、避難訓練の定期的な実施

3 避難施設の維持管理業務

防火対象物等の廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難上必要な施設の管理

4 消防隊の支援

消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

- 5 計画の作成・届出
全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成・変更、消防機関への届出
- 6 その他
その他、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務

第6 火災予防のための点検、検査等

- 1 自主的に行う点検・検査
統括防火・防災管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。
 - (1) 出火防止、避難安全の確認は、毎日行う。
 - ア 出火防止の確認は、別表1-1により行う。
 - イ 避難安全等の確認は、別表1-2により行う。
 - (2) 建物及び消防用設備等の確認は、別紙「自主点検票」により、____月頃と____月頃に行う。
〔消防用設備等の特例 あり ・ なし 〕
 - (3) 統括防火・防災管理者は、特例適用条件の適否についてもあわせて実施するとともに事業所の防火・防災管理者に対しても同様に実施するように指示する。
- 2 防火対象物・防災管理の法定点検（防火対象物点検報告・防災管理点検報告）
 - (1) 防火対象物等の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。
 - (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。
 - (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が立ち会う。
- 3 消防用設備等の法定点検
 - (1) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
 - (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。
 - (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が立ち会う。
- 4 点検後の対応

(1) 点検結果の記録

統括防火・防災管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(2) 不備欠陥箇所の改修

管理権原者及び統括防火・防災管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図らなければならない。

第7 建物全体で守るべき事項

1 避難施設等の維持管理及びその案内

統括防火・防災管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に維持管理する。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等

ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画等

ア 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。なお、防火設備の開閉位置と他の部分とを色別しておく。

イ 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。

(3) 避難経路の案内

統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者、建物利用者に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

2 放火防止対策

統括防火・防災管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

(1) 建物内外の整理整頓

(2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

(3) 挙動不審者への声掛け

(4) 死角となりやすい廊下、階段室、トイレ等の可燃物の除去

(5) _____

第9 自衛消防活動

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表2-1のとおり編成する。
- (2) 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成する。

ア 防火対象物本部隊

- ・防火対象物本部隊には、防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。
- ・防火対象物自衛消防隊長は、_____がその任務に当たる。
- ・防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。
- ・班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。(各班に必要な人員は各事業所が分担する。)
- ・防火対象物本部隊の各班長には、自衛消防業務講習修了者等の資格者を充てる。

イ 防火対象物地区隊

- ・防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。
- ・防火対象物地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- ・火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。
- ・班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 防火対象物自衛消防隊の任務

(1) 防火対象物本部隊

- ア 本部隊は、初動対応及び全体の統制を行う。
- イ 本部隊の通報連絡班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。

- ウ 本部隊の初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。
 - エ 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
 - オ 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、応急救護、安全防護の任務に当たる。
- (2) 防火対象物地区隊
- ア 地区隊は、自己の担当する地区で発生する火災において、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。
 - イ 火災が発生した区域を管理する地区隊以外の地区隊は、防火対象物自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。
- 4 防火対象物自衛消防隊長等の権限と責務
- (1) 防火対象物自衛消防隊長
- ア 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊の火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - イ 防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防協議会会長の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長の代行者
- ア 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 - イ 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。
- (3) 防火対象物地区隊長
- ア 防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。
 - イ 防火対象物地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めるときは、本部において防火対象物自衛消防隊長を補佐する。

[営業時間内と営業時間外の自衛消防活動体制 同じ ・ 異なる]

- 5 営業時間外等の防火対象物自衛消防活動体制
- (1) 営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表 3 に示すところによる。
 - (2) 営業時間外等に在館者がいる場合は、守衛等は、定期的に巡回する等して火災予防上の安全を確保する。
 - (3) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。
- 6 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導
- (1) 情報提供
統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を
() に配置する。
ア 防火対象物等の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表
イ 火気設備・器具の位置、構造等の状況を示した図
ウ 緊急連絡先一覧
エ 防火・防災管理維持台帳
 - (2) 消防隊の誘導
火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の
() に消防隊の誘導のための配置員を置く。
- 7 火災時の自衛消防活動
別紙 3 の火災時の自衛消防活動要領により行動する。
- 8 地震発生時の自衛消防活動要領
別紙 4 の地震発生時の自衛消防活動要領により行動する。

第 10 訓練

- 1 訓練の実施時期等
 - (1) 統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に防火対象物等の全体についての自衛消防訓練を実施する。また、訓練を実施する場合は、あらかじめ「消防訓練実施（計画）報告書」により ____ 消防署に通知する。訓練実施後も同様に通知する。
 - (2) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練種別	実施時期
総合訓練 (消火、通報、避難訓練等)	おおむね__月頃・__月頃
避難訓練 (年1回は地震火災を想定した総合訓練とする。)	おおむね__月頃・__月頃

(3) 統括防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は_____とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。必要により安全管理を担当する者を指定する。

時期	内容
訓練前	1 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。 2 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。
訓練中	1 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 2 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練後	訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

(1) 自衛消防訓練終了後、統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果を検証し、検討結果を各管理権原者に報告するとともに以後の訓練に反映させる。

(2) 検討結果から、必要によりこの計画の見直しを行う。

第11 地震発生に備えての事前計画

1 任務分担

各管理権原者は、管理権原の範囲（別紙1）に基づき、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

2 建築物等の点検及び補強

- (1) 統括防火・防災管理者は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、宮城県や仙台市が作成・公表する地震の被害予測、ハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物等に影響を及ぼす地震発生時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

3 家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置

統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する家具類の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等がある場合は、各事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

4 危険物等の漏えい及び流出防止措置

統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火危険がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

5 火気設備・器具の点検及び安全措置

統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等についての点検状況を確認し、不備がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

6 安全避難の確保及び点検

- (1) 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備がある場合は事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。
- (2) 統括防火・防災管理者は、避難所等を確認し、避難方法等の手段を検討する。

7 資器材及び非常用物品の準備及び確保

- (1) 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を準備する。
- (2) 統括防火・防災管理者は資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。

8 連絡手段の確保

防火対象物自衛消防隊長は、電話の不通を想定し、自衛消防隊員との連絡の複数の手段及び手順をあらかじめ定めておく。

9 従業員等の一斉帰宅の抑制

- (1) 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）が、施設内に待機できる体制を整えておく。
- (2) 統括防火・防災管理者は、地震発生時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）及び防火対象物の備蓄品の維持管理を図る。なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。施設内待機場所及び備蓄場所・備蓄品は別表4のとおりとする。

10 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、地震等の災害からの避難訓練等を実施した結果の確認及び検証並びに地震発生に備えての事前計画を見直し改善していく取組み（P D C A（計画→実行→検証→改善）サイクル）を行わせる。

第12 地震発生時の活動計画

1 任務分担

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合又は地震被害の状況により必要と認める場合は、() に災害対策本部を設置する。
- (2) 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の編成に準じて自衛消防活動を行う。
- (3) 自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。
- (4) 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害・活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。
- (5) 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動の要請があった地区において、協力して活動を行う。

[緊急地震速報利活用マニュアルの作成 あり ・ なし]

2 緊急地震速報の活用

「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。

3 地震時の自衛消防活動

各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護及び帰宅困難者対策等の地震発生時の活動について、事業所間の連携を図る。それぞれの地区での活動を地区隊が受け持ち、本部隊は被害が最も大きい地区を優先して活動する。

(1) 被害状況の把握

本部隊の通報連絡（情報）班は、周辺の被害状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に報告するとともに、その情報を地区隊に連絡する。

地区隊の通報連絡（情報）班は、それぞれの地区の被災状況を把握し、地区隊長に報告する。

地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気設備・器具の点検結果を併せて防火対象物自衛消防隊長に報告する。

防火対象物自衛消防隊長は、被害内容に対し、防火対象物本部隊及び地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。

(2) 災害情報の収集と伝達

防火対象物自衛消防隊長は、被害状況の把握と併せて、テレビ、ラジオ等から外部の情報を収集し、必要な情報を自衛消防隊員及び在館者に伝達する。

(3) 初期救助、初期救護

本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり閉じ込められたりした人の把握に努め、救出救護活動に当たる。

本部隊の必要な救出救護用資器材の装備（自衛消防活動中核要員等の装備を含む）は（ ）が準備し、（ ）で保管、管理する。

地区隊の応急救護班の任務と装備は各事業所の消防計画に定める。

周辺地域で救助や救護、消火等が必要な場合は協力する。

(4) 避難誘導

地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。

本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難所等へ誘導する。

在館者等を避難所等へ誘導するときは、避難所等（_____）への順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

安否確認 防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防隊員及び事業所の安否確認結果を把握する。

4 従業員等の施設内待機

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、地震発生時に（_____）を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員に徹底する。
- (2) 災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。なお、施設チェック項目は別表5のとおりとする。
- (3) 管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、宮城県や仙台市からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。
- (4) 防火対象物自衛消防隊長は、施設内の消防用設備等が損壊している場合、次の措置を行う。
 - ア 施設内の火気設備・器具の使用中止
 - イ 消火器の増設・設置位置の周知
 - ウ 定期的な巡回監視

5 従業員の帰宅

防火対象物自衛消防隊長は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、各地区隊長に対して、事業所の消防計画に定める時差退社計画表に基づく方面別の集団帰宅を促す。

6 その他必要な措置

- (1) 津波対策

- (2) 液状化対策

第13 施設再開までの復旧計画

1 施設再開の決定

施設の再開は、()が決定し、二次災害発生防止措置を行った後に、再開の時期等を決め各事業所に周知する。

地震後から使用再開までの安全措置等は、各事業所の消防計画による。

2 ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

防火対象物自衛消防隊長は、ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

3 二次災害の発生防止

防火対象物自衛消防隊長は、地震発生後の二次災害防止のために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに、点検・検査を行い、次の措置を行う。

- (1) 火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置
- (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置
- (3) 倒壊、落下危険等のある場合の立入禁止措置

4 消防用設備等の使用可否の把握

二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

5 復旧作業等の実施

統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 必要に応じて、復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定する。
- (2) 復旧作業の工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (3) 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し監視を強化する。
- (4) 通常と異なる利用形態となることから、立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に周知徹底する。

第14 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

1 事前の備え

マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検・整備を行う。

2 自衛消防隊の編成

大規模テロ等に伴う災害（CBRNE災害を含む。以下同じ。）の自衛消防隊の編成は、別表2-1に準じる。この編成では対応が困難な場合、防火対象物自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。

3 自衛消防隊の活動の原則

- (1) 通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。
- (2) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (3) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。
- (4) 防火対象物自衛消防隊長は、行政機関からの警報の発令等の情報を確実に収集できる体制をとり、在館者に確実に伝達する。
- (5) 大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。

4 避難誘導

行政機関から避難の指示がなされた場合、防火対象物自衛消防隊長は、パニック防止に配慮しながら、各地区隊の避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。この場合、逃げ遅れる者がいないように、地区隊長に適宜、人員確認を行わせる。

第15 受傷事故等の自衛消防対策

1 事前の備え

- (1) 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に係る資格保有者の状況を把握し、各管理権原者と事前に協議して、従業員の救命講習の受講等の促進を図る。
- (2) 各管理権原者は、本部隊に応急救護資器材を配置するほか、地区隊においても資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。

2 自衛消防隊の編成

別表2-1に準じる。この編成では対応が困難な場合、防火対象物自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。

3 事故発生時の連絡体制

統括防火・防災管理者は、受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各自衛消防隊員に周知徹底を図る。

4 自衛消防隊の活動

- (1) 各事業所の消防計画に定めるところにより、地区隊が初期対応を行い、本部隊に状況を報告し、必要な応援を仰ぐ。
- (2) 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。状況により病院へ搬送又は救急車の要請（119番通報）を行う。
- (3) 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- (4) 本部隊員は、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- (5) 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

第16 ガス漏えい時の自衛消防対策

ガス設備等からのガス漏えいに伴うガス爆発及び中毒による災害を防止するための対策は、_____のとおりとする。

第17 停電時の自衛消防対策

- 1 自衛消防隊長は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外すように防火対象物内の関係者に指示する。
- 2 統括防火・防災管理者は、消防設備等及びその他防災設備が停止した場合は代替措置を実施する。
- 3 停電復旧後は、統括防火・防災管理者は消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

第18 雑則

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

別表1-1

日常点検票「火気関係」 _____ 月

実施責任者		担当区域					
日付	曜日	実施項目					
		火気・電気・ガス器具関係			喫煙関係	放火防止関係	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(凡例) ○…良 ×…不備、欠陥等 ⊗…即時改修
 (備考) 不備、欠陥等があった場合は、ただちに統括防火・防災管理者に報告すること。

統括防火・防災
管理者 確認

別表1-2

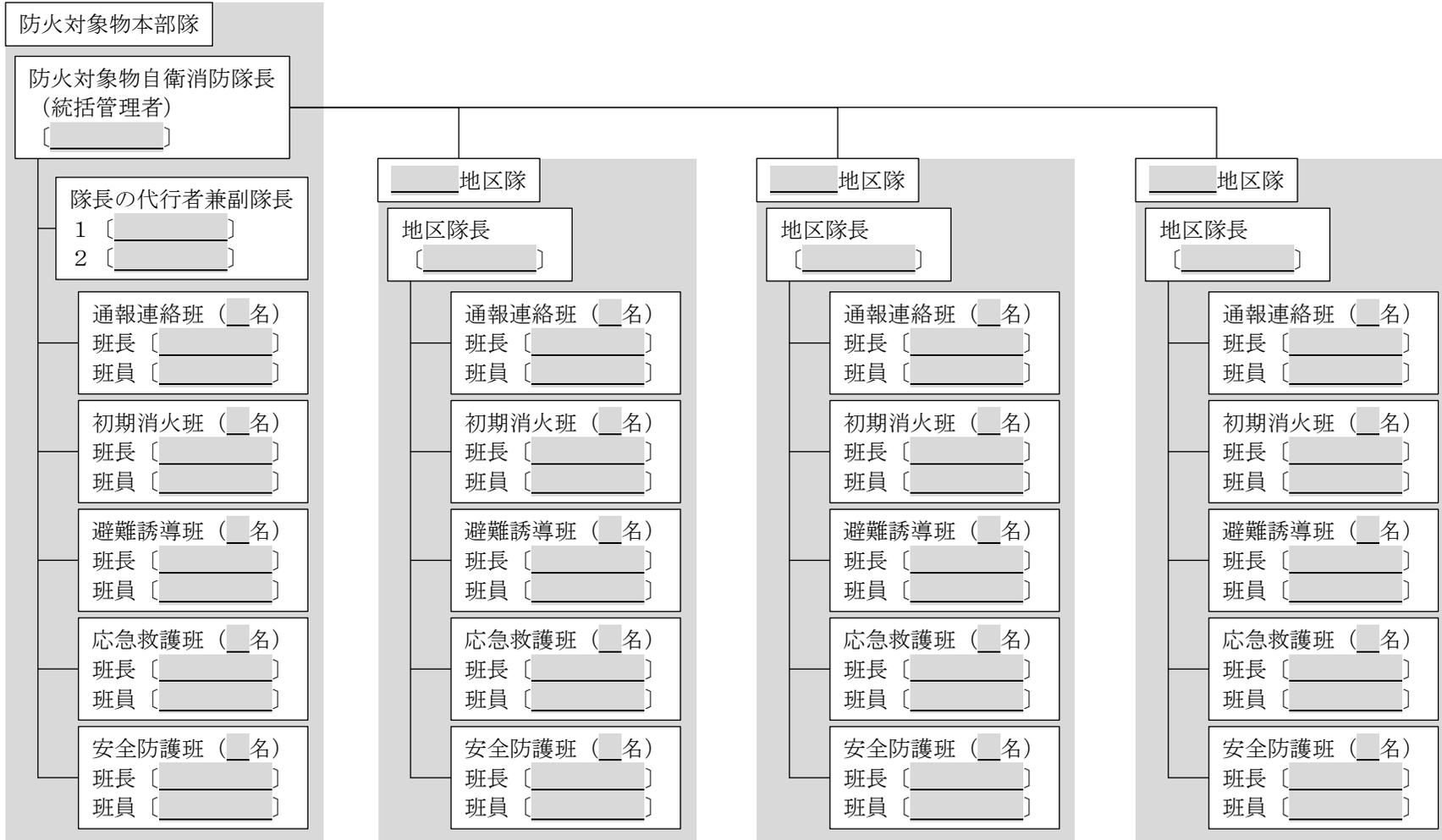
日常点検票「避難障害等」

実施責任者													
実施日時													
実施項目	確認箇所	チェック状況		チェック状況									
避難障害													
閉鎖障害													
操作障害等													
備考													
(凡例) ○…良 ×…不備、欠陥等 ⊗…即時改修 (備考) 不備、欠陥等があった場合は、ただちに統括防火・防災管理者に報告すること。											統括防火・防災管理者 確認		

別表2-1

防火対象物自衛消防隊の編成

____年____月____日現在



別表3【営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合】

営業時間外等の自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

休日の指揮体制
夜間の指揮体制
活動要領
<p>1 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。</p> <p>2 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。</p> <p>3 活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。</p> <p>4 休日、夜間などの営業時間外等の無人時に事業所火災直接通報又は代理通報を行う場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等が現場に駆け付ける体制を確保する。</p>
緊急連絡先

別表 4

従業員等のための備蓄品

備蓄場所	備蓄品	1人/日分の 備蓄量	__人/3日分の 備蓄量	
__階	食料品	アルファ化米	3食	
		乾パン	1缶	
		缶詰	3缶	
	飲料水	ミネラルウォーター	3リットル	
	救急医療薬品類	消毒液	1個	
		ばんそうこう	1箱	
		風邪薬	1箱	
	要配慮者用品	簡易ベッド	1個	
		簡易間仕切り壁	1個	
		乳幼児用食品	3食	
		粉ミルク	3食	
		哺乳器	1個	
		車いす	1個	
	その他の物資	毛布・保温シート等	1枚	
		簡易トイレ	1個	
		敷物・ブルーシート等	1枚	
		携帯ラジオ	1枚	
		懐中電灯	1枚	
		乾電池（単1から単4）	1個	
		使い捨てカイロ	3個	
ウェットティッシュ		1箱		
非常用発電機		1個		
工具類		1箱		
ヘルメット		1個		
軍手		1双		
地図（宮城県内）		1個		
拡声器		1個		
__階	食料品	アルファ化米	3食	
		乾パン	1缶	
		缶詰	3缶	
	飲料水	ミネラルウォーター	3リットル	
	救急医療薬品類	消毒液	1個	
		ばんそうこう	1箱	
		風邪薬	1箱	
	要配慮者用品	簡易ベッド	1個	
		簡易間仕切り壁	1個	
		乳幼児用食品	3食	
		粉ミルク	3食	
		哺乳器	1個	
		車いす	1個	
	その他の物資	毛布・保温シート等	1枚	
		簡易トイレ	1個	
		敷物・ブルーシート等	1枚	
		携帯ラジオ	1枚	
		懐中電灯	1枚	
		乾電池（単1から単4）	1個	
		使い捨てカイロ	3個	
ウェットティッシュ		1箱		
非常用発電機		1個		
工具類		1箱		
ヘルメット		1個		
軍手		1双		
地図（宮城県内）		1個		
拡声器		1個		

別表 5

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等	
施設全体	建物 (傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。	建物を退去	
		傾いているように感じる。	要注意 →専門家へ詳細診断を要請	
	建物 (倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
	隣接建築物・ 周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部 (居室・ 通路等)	床	傾いている、又は陥没している。	立入禁止	
		フロア等、床材に損傷が見られる。	要注意/要修理	
	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
	廊下・階段	天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
	ドア	斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
		ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
	照明器具・吊り 器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
じゅう器等	じゅう器(家具)等が転倒している。		要注意/要修理/要固定	
	書類等が散乱している。		要注意/要復旧	
設備等	電力	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)	代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働	
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
	エレベーター	停止している。	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 メンテナンス業者又は消防 機関に連絡	
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。		
	上水道	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →(例) 備蓄品の利用	

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
設備等	下水道・トイレ	水が流れない (あふれている)。	使用中止/代替手段の確保/ 要復旧 → (例) 災害用トイレの利用
	ガス	異臭、異音、煙が発生している。	立入禁止/要復旧
		停止している。	要復旧
	通信・電話	停止している。	代替手段の確保/要復旧 → (例) 衛星携帯電話、無線機の利用
消防用設備等	故障・損傷している。	代替手段の確保/要復旧 → 消防設備業者に連絡	
セキュリティ	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
	非常階段・非常用出口	閉鎖している (通行不可である)。	要復旧 → 復旧できない場合、立入禁止
	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧/要警備員配置 → 外部者侵入に要注意 (状況により立入禁止)

別紙 1

防火対象物の管理権原者の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有区分	権原の範囲		
番号	管理権原者	権原の範囲	番号	管理権原者	権原の範囲
平面図					
階層				階層	
階層				階層	
階層				階層	

別紙 2

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 協議会組織

防火対象物	名称			
	住所			
役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等
会長(代表)				
副会長				
副会長				
統括防火・ 防災管理者				
統括管理者				
事務局				

2 協議内容

(1) 組織の設置

ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。

イ 本組織には、管理権原者の中から会長、副会長を設ける。

ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。

イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名又は管理権原者の連名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。

イ 全体についての消防計画に関すること。

ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。

エ 避難上必要な施設の管理に関すること。

オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

3 管理権原者一覧

番号	管理権原者 (連名で届出する場合の届出者)	防火・防災管理者 職・氏名	使用階等	電話番号
1	住 所 会社名等 氏 名			
2	住 所 会社名等 氏 名			
3	住 所 会社名等 氏 名			
4	住 所 会社名等 氏 名			
5	住 所 会社名等 氏 名			
6	住 所 会社名等 氏 名			
7	住 所 会社名等 氏 名			
8	住 所 会社名等 氏 名			
9	住 所 会社名等 氏 名			
10	住 所 会社名等 氏 名			
11	住 所 会社名等 氏 名			
12	住 所 会社名等 氏 名			
13	住 所 会社名等 氏 名			
14	住 所 会社名等 氏 名			

別紙 3

火災時の自衛消防隊活動要領

通報・連絡	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。 2 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、防災センターに火災の場所、状況等を速報する。 3 すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119 番）へ通報する。 4 各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者へ連絡する。
本部隊	<p>本部隊の通報連絡班は、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部隊員として活動拠点における任務 (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな 119 番通報 (3) 火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送 (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡 (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達
地区隊	<p>地区隊の通報連絡班は、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認 (2) 消火活動状況、活動人員の確認 (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認 (4) 区画形成状況の確認 (5) 危険物等の有無の確認 (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達 (7) 情報収集内容の記録
消火活動	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。 2 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの設置されている消防用設備等を用いて消火する。
本部隊	<p>本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器、屋内消火栓設備等の設置されている消防用設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。</p>
地区隊	<p>地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。</p> <p>なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。</p>
避難誘導	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。 2 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。 3 エレベーターによる避難は原則として行わない。 4 屋上への避難は原則として行わない。 5 避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。 6 避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。 7 負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。 8 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。
安全防護	
共通	<p>安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。</p> <p>また、スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。</p>

応急救護	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部隊は、必要に応じ _____ に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。 2 地区隊の応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。 3 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。 4 負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。 6 負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。
その他	
本部隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）を防災センター等に残し、他の者（本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等）は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。 2 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押す又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。 3 防災センター等に残った防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。 4 在館者（劇場等の観客、百貨店の顧客等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの119番により誤作動であることを消防機関へ連絡する。

別紙 4

地震発生時の自衛消防活動要領

消防機関への通報	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない場合など、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。 2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。
初期救助、初期救護	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。 2 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。 3 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。 4 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。 5 チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。 6 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。
本部隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に報告するとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出を図る。 2 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められたりした人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長等に報告するとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。
避難誘導	
共通	<p>エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより警備室、管理人室等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。</p>
本部隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 エレベーターに閉じ込められた者を発見した者は、速やかに防火対象物自衛消防隊長等に報告し、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。 2 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。 3 閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。 4 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。 5 研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。 6 エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。
避難	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物からの避難 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。 2 避難所等への避難 (1) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。 (2) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。 (3) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。 (4) 従業員等を避難所等に誘導するときは、避難所等（ ）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
本部隊	<p>自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。</p>

地区隊	<p>1 建物からの避難</p> <p>(1) 避難は原則として自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う</p> <p>(2) 事業所自衛消防隊長は、避難の指示が出るまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。</p> <p>(3) 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。</p> <p>(4) 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。</p> <p>2 避難所等への避難</p> <p>避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。</p>
一斉帰宅の抑制	
共通	<p>地震に伴う火災や建物の倒壊等のおそれがない場合で、交通機関の運行が停止している場合は、帰宅困難者の発生を抑制するため、次の措置を行う。</p> <p>(1) 待機場所の設営</p> <p>(2) 非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）</p> <p>(3) 名簿作成等による人員管理</p> <p>(4) 災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供</p> <p>(5) 帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）</p>